

農作物鳥獣害対策ネットワーク東海規約

第1条 目的

農作物の鳥獣被害については、全国的に深刻な状況となっており、東海地域においても被害が甚大なものになっている。

このような状況下において、東海地域で、農作物の鳥獣害対策に自ら取り組んでいる（又は取り組もうとしている）者からなる、ネットワークを構築し、相互連携するための組織を作ることにより、共通の認識の醸成と密なる情報の交流及び連携の促進等の諸活動を通じて、鳥獣害対策の取組に寄与することを目的とする。

第2条 会員

- 1 会員は、第1条の目的に賛同し、かつ、本規約に同意する、個人（農家、専門家）、団体（農業、狩猟、地域協議会等）、機関（普及、研究、行政）及び資材メーカー等とする。
- 2 本会の会員は、入会を希望する者の申込みにより会員登録をするものとし、会員の申し出により会員登録抹消の手続きを行うものとする。

第3条 活動

- 1 本会は、第1条の目的を達成するため、(1) から (3) に掲げる活動を行う。
 - (1) 情報の交流の促進
 - ア Web サイトによる情報の提供を行う。（東海農政局HP内に開設）
 - イ 電子メール等を活用し、会員に情報（鳥獣害をめぐる動き、取組事例、助成事業、研修開催等）を発信する。
 - ウ 会員の協力のもと、情報収集を行う。
 - (2) 連携の促進
 - ア 会員間の協力のもと、会員相互の情報交換を行う。
 - イ 地域協議会等、地域での連携体制の構築や強化を促す。
 - (3) その他
必要に応じて、パンフレット作成、研修会等の各種活動を行う。
- 2 営利を目的とした活動及びその支援は、行わないものとする。

第4条 個人情報に係る取扱い

- 1 事務局は、取得した会員の個人情報について、個人情報の保護のため、適正な取扱いの確保を講じるものとする。
- 2 本会の会員にあっては、当該ネットワークを通じて知り得た個人情報の保護に努めるものとする。

第5条 事務局

- 1 本会の事務のため、東海農政局農産課鳥獣害対策係に事務局を置くものとする。
- 2 事務局は本ネットワークの活動に関する事務を行うものとする。

附則

- 1 本規約は、平成17年7月1日から施行する。